
規 則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 14 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6」に改める。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 2 欄は、認定（変更認定）申請に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りま

す。）を記入してください。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3 欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

す。）を記入してください。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3 欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

す。）を記入してください。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

- ◎ 高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則